



第68回政岡まつり

- ◆開催日 **令和5年4月29日(土・祝)**
- ◆場所 一迫地区真坂商店街 ほか
- ◆催物内容 詳細は後日、チラシ等によりお知らせいたします。
- ◆主催者名 一迫観光協会(政岡まつり実行委員会)
- ◆連絡先・電話番号 一迫観光協会 ☎52-2114

今年も春のイベントの季節がやって参りました。令和2年からの3年間はコロナ禍の影響により、開催中止や規模縮小が続いておりましたが、今年の一迫地区では第68回を数える「政岡まつり」が、花山地区では伝統行事の「花山鉄砲まつり」が盛大に開催されます。是非、ご家族揃ってお出かけ下さいませ。

一迫・花山の春まつり開催



商工いちばさまはなやま

第90号

発行所
一迫花山商工会
栗原市一迫真坂字高橋10番地
電話 本所(0228)52-3300
支所(0228)56-2068
<http://www.ayame.miyagi-fsci.or.jp>
発行責任者
佐藤倫治



令和5年花山鉄砲まつり

- ◆開催日 **令和5年5月5日(金・祝)**
- ◆場所 花山座主地区周辺
- ◆催物内容 詳細は後日、チラシ等によりお知らせいたします。
- ◆主催者名 花山鉄砲まつり実行委員会
- ◆連絡先・電話番号 花山農山村交流センター ☎43-5111

中小企業経営者のみなさまへ

国が準備したセーフティネット



安心の材料をご提供します。

小規模企業共済制度

●制度の特長

1 経営者のための退職金制度

小規模企業の個人事業主(共同経営者を含む)または会社等の役員の方が廃業や退職後の生活資金、事業再建資金をあらかじめ準備しておく共済制度です。

2 掛金は全額所得控除

掛金は、全額が「小規模企業共済等掛金控除」として、課税対象所得から控除できます。

他にもこんな特徴があります。

●契約者貸付けの利用が可能
契約者(一定の資格者)の方は、緊急時や災害時などに事業資金等の貸付けが受けられます。

3 受取時も税制メリット

共済金の受取は、一括の場合は「退職所得扱い」、分割の場合は「公的年金等の雑所得扱い」です。

●共済金の受給権は差押禁止
共済金・解約手当金の受給権は、国税等滞納の差押え以外は差押禁止債権として保護されます。

経営セーフティ共済

●中小企業倒産防止共済制度の特長

1 掛金の10倍の範囲内で最高8,000万円まで貸付け

「回収困難となった売掛金債権等の額」と「掛金総額の10倍に相当する額(最高8,000万円)」のいずれか少ない額となります。償還期間は共済金の貸付金額に応じて5年～7年(据置期間6か月を含む)で毎月均等償還です。

2 貸付条件は無担保・無保証人

共済金の貸付けは、「無担保・無保証人」「無利子」です。ただし、共済金の貸付けを受けると貸付額の10分の1に相当する額が積み立てた掛金総額から控除されます。

3 掛金は税法上損金(法人)または必要経費(個人事業)に

掛金月額は、5千円～20万円の範囲内(5千円単位)で自由に選べます。

チャットボットなら24時間・365日お問い合わせにお答えします

加入資格・手続きについてのご質問をチャットでご回答いたします。詳しくは下記のQRコード又はホームページからご確認ください。



小規模共済 検索

経営セーフティ共済 検索

※詳しくはホームページまたはパンフレットをご覧ください。共済相談室 TEL 050-5541-7171 [受付時間] 平日9:00～17:00

令和4年度加入 **新会員紹介** よろしくお祈りします

◎ねほりばーらんど

代表者 中條 友紀
業種 椎茸生産、販売
地区 草木沢



※令和5年3月31日現在会員数 ●248名(組織率84.6%)

「確かな未来」が会社を変える。



で退職金。

「中退共」は中小企業のための国の退職金制度です。

1 国の退職金制度!

掛金の一部を国が助成します。

2 外部積立型でラクラク管理!

管理や運用の手間がかかりません。

3 掛金は全額非課税でオトク!

節税に加え、手数料もかかりません。

- パートタイマーさんもご加入いただけます。
- 他の退職金・企業年金制度等との資産移換も可能です。

詳しくはホームページをご覧ください **中退共** 検索

独立行政法人勤労者退職金共済機構
TEL(03)6907-1234

中小企業退職金共済事業本部
FAX(03)5955-8211



マスク着用の考え方について



国における基本的対処方針の見直しにより、令和5年3月13日以降、新型コロナウイルス感染症対策におけるマスクの着用については、個人の判断が基本とされました。

個人の主体的な判断を尊重し、本人の意思に反してマスクの着脱を強いることがないように、ご配慮をお願いします。

マスク着用の判断にあたっては、下記の通り国から示されている着用が効果的な場面や留意事項等をご確認ください。

着用が効果的な場面

○高齢者など重症化リスクの高い方への感染を防ぐため、下記の場面では**マスクの着用を推奨**します。

- ・ 医療機関を受診する時
- ・ 高齢者など重症化リスクの高い方が多く入院・生活する**医療機関や高齢者施設**などへ訪問する時
- ・ 通勤ラッシュ時など、**混雑した電車やバス(*)**に乗車する時
(当面の取扱)

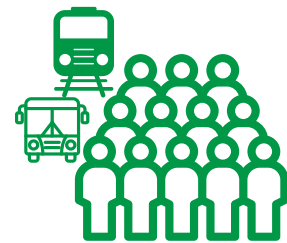
(*) 概ね全員の着席が可能であるもの(新幹線、通勤ライナー、高速バス、貸切バス等)を除く。

そのほか、

○**新型コロナウイルス感染症の流行期に重症化リスクの高い方が混雑した場所に行く時**については、感染から自身を守るための対策として**マスクの着用が効果的**です。



受診時や医療機関・高齢者施設などを訪問する時



通勤ラッシュ時など混雑した電車・バスに乗車する時



高齢者



慢性肝臓病
がん
心血管疾患 など

基礎疾患を有する方



妊婦

症状がある場合など

症状がある方、新型コロナウイルス感染症の検査で陽性となった方、同居する家族に陽性となった方がいる方は、**周囲の方に感染を広げないために、外出を控えてください**。通院などでやむを得ず外出する時には、人混みは避け、マスクの着用をお願いします。



医療機関や高齢者施設などの対応

○高齢者など重症化リスクの高い方が多く入院・生活する**医療機関や高齢者施設などの従事者の方は、勤務中のマスクの着用を推奨**しています。

※マスクの着用は個人の判断に委ねられるものではありませんが、事業者が感染対策上又は事業上の理由等により、利用者又は従業員にマスクの着用を求めることは許容されます。

[留意事項]

- 子どもについては、すこやかな発育・発達の妨げとならないよう配慮することが重要です。
- なお、感染が大きく拡大している場合には、一時的に場面に応じた適切なマスクの着用を広く呼びかけるなど、より強い感染対策を求めることがあり得ます。ただし、そのような場合においても、子どものマスク着用については、健康面などへの影響も懸念されており、引き続き、保護者や周りの大人が個々の子どもの体調に十分注意をお願いします。
- これまで同様、基本的な感染対策が重要であることから、引き続き「三密の回避」「人と人の距離の確保」「換気」「手洗い等の手指衛生」等の励行をお願いします。



令和5年10月1日から 「インボイス制度」が始まります!

令和元年10月1日に消費税率の引上げとともに消費税軽減税率制度が導入されていますが、令和5年10月1日からは適格請求書等保存方式(インボイス制度)が導入されます。軽減税率が導入されたことで、8%と10%の消費税が混在するようになったため、売り手と買い手双方が正確な税額を確認できるように導入される制度です。

事業を営むほとんどの方に関係し、導入する場合には申請・登録をして必要事項を記載した請求書を発行することなどが必要になります。

★ インボイス制度って何?★

インボイス＝「適格請求書」は、取引のとき、必要なものを購入する**買い手**と、それを売る**売り手**でやり取りします。「必要なもの」は物品だけでなく、サービスなども含まれます。**買い手**は、このインボイスがないと消費税の仕入税額控除を受けることができません。

※インボイスに必要な事項が記載され、取引相手が発行した請求書等を保存することで仕入れ税額控除を受けられます。ただし、簡易課税事業者の場合を除きます。

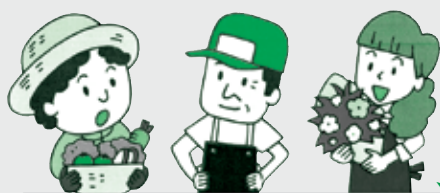
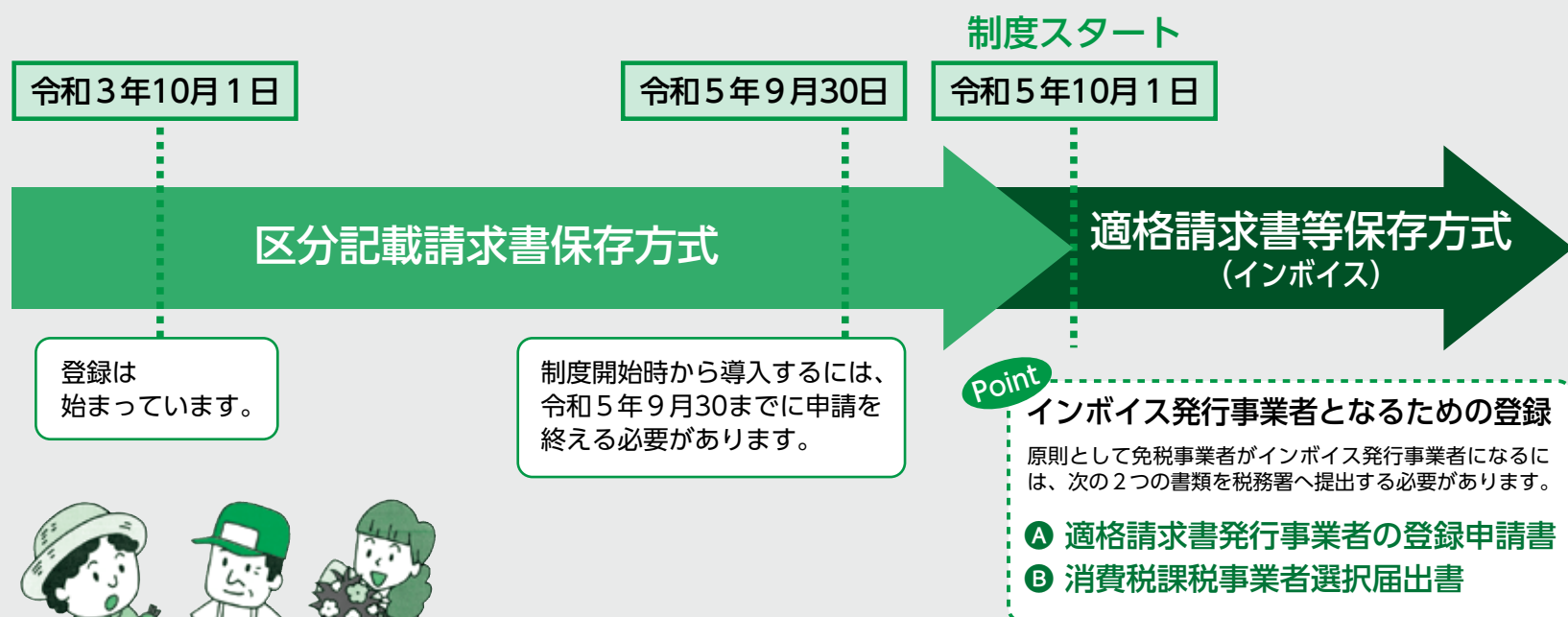
★ 適格請求書等保存方式(インボイス制度)って何?★

買い手 → 仕入税額控除の適用のために、原則として売手から交付を受けた**インボイス(適格請求書)**を保存する必要があります。

売り手 → インボイス(適格請求書)を交付するためには、事前に**インボイス発行事業者(適格請求書発行事業者)**の登録を受ける必要があります。

→ 登録を受けると、※課税事業者として消費税の申告が必要となります。

※免税事業者のまま、インボイス発行事業者(適格請求書発行事業者)になる事は出来ません。



★ 登録を受けるかどうかの判断について ★

(登録を受けるかどうかは事業者の任意です)

① 売上先(取引先)から、インボイスを求められるか検討・確認をしてみましょう。

- 課税事業者である売上先は、仕入税額控除のため、あなたが交付する**インボイスが必要**です。
- 課税事業者であっても簡易課税制度を選択している売上先は、**インボイスが不要**です。
- 一般消費者、免税事業者である売上先は、**インボイスが不要**です。

② 登録を受けた場合と受けなかった場合について、考えてみましょう。

- 登録を受けた場合は、**インボイスが交付でき、課税事業者として消費税の申告が必要**です。
- 登録を受けない場合は、**インボイスを交付できませんが、課税事業者となる必要はありません**。

なお、売上先は、経過措置期間は仕入税額の一部が控除できます。(経過措置終了後は控除できません。)

- 必要に応じて、取引先(売上先や仕入先)と取引条件の見直しを相談するなど検討しましょう。また、逆に、取引先から相談を受ける場合もあり得ます。

◆詳しくは、「国税庁インボイス制度特設サイト」をご覧ください。

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/invoice.htm>



★商工会では「一目でわかる!インボイスの手引き-実務篇-」を窓口で配布しております。(数量限定)

経営改善を図ろうとする小規模事業者の方々にバックアップするため、
無担保・無保証人・低利で融資する商工会の会員限定の融資制度です。

商工会の経営指導を受けている小規模事業者の方へ！

マル経融資制度をご利用下さい！

マル経融資3つの特長

1 担保不要！ 2 保証人不要！ 3 低金利！

申込の要件

- ① 商工会の経営指導を受けていること(原則6か月以上)
- ② 所得税、法人税、事業税等の義務納税額をすべて完納していること
- ③ 商工業者(最近1年以上事業を行っている事業者)
※日本政策金融公庫の非融資対象業種等は対象外

マル経融資制度 (小規模事業者経営改善資金融資制度)

融資対象	常時使用する従業員が商業・サービス業：5人以下、 製造業・その他：20人以下の事業者
対象資金	運転資金、設備資金
融資額	2,000万円以内(※1)
返済期間	運転資金 7年以内(据置1年以内) 設備資金 10年以内(据置2年以内) ※元金返済据置期間は、ご希望の期間に設定
融資利率	年1.08%(令和5年4月3日改定) ※最新の金利は商工会にご確認下さい！
融資機関	日本政策金融公庫(国民生活事業)

商工会の「経営指導」と「融資の推薦」を受けた方が利用できる制度です！
※1 1,500万円超の貸付を受けるには、事前に事業計画を作成する等の要件がございますので、詳しくは商工会までお問い合わせ下さい。

- **運転資金として** 仕入資金、手形決済資金、給与・ボーナスの支払いなど
- **設備資金として** 工場・店舗の改装資金、車両購入、機械設備の購入など
- **ご準備いただく主な書類**
 個人企業：前年・前々年の青(白)色決算書、確定申告書、所得税・事業税・住民税の領収書
 法人企業：前期・前々期の決算書、確定申告書、決算後6ヶ月を過ぎている場合は最近の試算表、法人税・事業税・法人住民税の領収書
 ※設備資金利用の方は見積書、カタログ等
 ※初めて利用する方で不動産をお持ちの方は不動産登記簿謄本
 ※法人企業で初めて利用する方は商業登記簿謄本

新型コロナウイルス対策マル経融資(別枠) R5.9.30まで

新型コロナウイルス感染症の影響により、最近1ヵ月の売上が前5年のいずれかの年の同期と比較して5%以上減少している方

対象資金	運転資金、設備資金
融資額	1,000万円以内(別枠)
返済期間	運転資金 10年以内(据置3年以内) 設備資金 10年以内(据置4年以内) ※元金返済据置期間は、ご希望の期間に設定
融資利率	当初3年間 年0.18% 3年経過後 年1.08% (令和5年4月3日改定) ※最新の金利は商工会にご確認下さい！
融資機関	日本政策金融公庫(国民生活事業)

マル経融資などの金融や経営に関するご相談はお気軽に **一迫花山商工会まで！ ☎ 52-3300**

(制度の詳細等は商工会までお問合せ下さい。)

お子さまの教育資金を **国の教育ローン** (日本政策金融公庫) がサポート!

高校、大学等への入学時・在学中にかかる費用を対象とした公的な融資制度です。

【ご融資額】 お子さま1人あたり350万円以内
【金利】 年1.95% 固定金利

※「母子家庭」、「父子家庭」、「交通遺児家庭」、「世帯年収200万円(所得132万円)以内の方」または「子ども3人以上の世帯かつ世帯年収500万円(所得356万円)以内の方」は年1.55%(令和5年3月1日現在)

【ご返済期間】 18年以内

【お支払い】 入学金、授業料、教科書代、アパート・マンションの敷金・家賃など

【ご返済方法】 毎月元利均等返済(ボーナス時増額返済も可能)

【保証】 (公財)教育資金融資保証基金(連帯保証人による保証も可能)

詳しくは、HP(「国の教育ローン」)で検索)または教育ローンコールセンター

ハローコール
0570-008656 までお問い合わせください。
ナビダイヤル (または 03-5321-8656)



宮城県最低賃金について

県内の事業場で働くすべての労働者(臨時、パート、アルバイト等を含む)に適用される宮城県最低賃金は下記の通りです。
また、①から③の業種に該当する事業場で働く労働者には、特定(産業別)最低賃金が適用されます。

宮城県最低賃金	最低賃金時間額	効力発生日
	883円	R4.10.1
特定(産業別)最低賃金		
① 鉄鋼業	983円	R4.12.15
② 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	919円	
③ 自動車小売業	946円	

贈って便利 もらって重宝 通年販売しております

一迫花山共通商品券をご利用下さい

商品券ご利用方法

- ご入学、ご就職などのお祝いに
- お見舞い、仏事のお返しに
- スポーツの競技会やイベントの賞品景品
- お中元、お歳暮などの季節のごあいさつに
- その他お使いみちいろいろ

※有効期限は発行日より6ヶ月です。
※額面500円で、つり銭はお出しできませんのでご注意ください。

お問い合わせは **一迫商工振興会(一迫花山商工会館内) TEL 52-3300**

★金融相談日のお知らせ★

- 相談日程 4月27日(木)
- 相談時間 午前10時～午後4時まで
- 場所 一迫花山商工会 本所

※事業資金でお悩みの方は、お気軽にご相談下さい。
※ご相談の際は、あらかじめ電話等で予約の上ご来所願います。